

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年2月28日（平成29年（行情）諮問第70号）

答申日：平成30年2月19日（平成29年度（行情）答申第465号）

事件名：「平成26年度米国派遣訓練の実施について（報告）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成26年度米国派遣訓練（RIMPAC2014）の参加部隊の成果報告書のたぐいに該当するもの全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる6文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当であるが、本件対象文書のうち文書4の電磁的記録を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月31日付け防官文第15536号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。
- (2) 本件対象文書につき、電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、「平成26年度米国派遣訓練の実施について（報告）（自艦隊作第2177号。26.9.26）」（以下「先行一部開示文書」という。）及び本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成27年12月14日付け防官文第19683号により、先行一部開示文書について、一部開示決定を行った後、平成28年8月31日付け防官文第15536号により、残りの部分（本件対象文書）につき、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 法5条該当性について

原処分においては、本件対象文書の一部（別紙2）について、「個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人が識別されることから、法5条1号に該当する」又は「平成26年度米国派遣訓練における訓練計画及び成果等に関する情報であり、これを公にすることにより、海上自衛隊の運用態勢、能力及び訓練練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあるととも、我が国と当該訓練に参加した他国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当する」ことを理由に不開示とした。

3 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書を作成した各部隊では、電磁的記録により本件対象文書の原稿データを作成したが、当該データは紙媒体を印刷した後に削除したため電磁的記録は保有しておらず、関係部署への配布も紙媒体で行っている。

また、原処分に当たって確実を期すために実施した、書棚、書庫及びパソコン内のファイル等の探索においても、電磁的記録を保有していないことを確認しており、さらに、本件審査請求を受けて実施した、再度の探索においても電磁的記録は確認されなかった。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、その一部が上記2のとおり同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」である。」として、本件対象文書に電磁的記録が存在すればそれについても特定するよう求めるが、上記3のとおり本件対象文書については電磁的記録を保有していない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月16日 審議
- ④ 平成30年2月7日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして、先行一部開示文書及び本件対象文書を特定し、法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用の上、2回目の決定により、本件対象文書について、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象文書の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（電磁的記録の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の電磁的記録の保有の有無について、諮問庁は、上記第3の3のとおり説明するが、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁の説明は次のとおりであった。

ア 本件対象文書のうち、文書4以外の文書については、紙媒体により配布され、原稿である電磁的記録は、保存の必要がなかったため文書完成後に各作成元において廃棄されており、原処分に係る開示請求の時点においては紙媒体しか保有していなかった。

イ 文書4については、原稿である電磁的記録は、データ容量が少なく改ざんが難しいPDFファイルに変換した上で廃棄し、当該変換後のPDFファイル形式の電磁的記録により、海上自衛隊において運用する特定の文書管理サイトを通じて配布していたものであり、当該サイト上でのPDFファイル形式の電磁的記録の保有はもともと把握していた。もっとも、情報保全上、当該サイトから当該電磁的記録自体を取り出すことは技術的に不可能であり、電磁的記録による開示の実施はできないことから、飽くまで紙媒体のみが開示請求の対象となるものと解釈し、当該電磁的記録を特定することはしなかった。

しかし、今回改めて検討したところ、当該電磁的記録自体を取り出

せないという点は、開示の実施の問題にすぎないので、本来、当該電磁的記録をも特定すべきであったと考えており、改めてこれについて開示決定等を行うこととしたい。

(2) そこで、以下検討する。

ア まず、諮問庁の上記(1)イの説明を踏まえれば、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書として、文書4についてPDFファイル形式の電磁的記録を保有していると認められるので、これを対象として改めて開示決定等をするべきである。

イ 他方、本件対象文書の内容等に照らすと、各文書についてPDFファイル形式以外の電磁的記録を保有すべき業務上の必要性があるとはまではいえず、また、文書4についてPDFファイル形式の電磁的記録を保有しているとしても、その他の文書についてまでPDFファイル形式の電磁的記録を保有しているはずであるともいえないから、本件対象文書のうち文書4以外の文書の電磁的記録及び文書4のPDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、防衛省において、本件開示請求の時点において、文書1ないし文書3、文書5及び文書6の電磁的記録並びに文書4のPDFファイル形式以外の電磁的記録を保有していたとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において確認したところ、開示実施文書においてマスキングされている部分の一部(文書6の18頁の一部)について、行政文書開示決定通知書では不開示とした部分として明示されていないことが認められた。

その理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分」への記載漏れとのことであった。

しかしながら、原処分については、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、上記部分は、原処分(行政文書開示決定通知書)において開示された部分と認められるから、本件審査請求の対象外と解されるので、当審査会では、上記部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

(2) また、行政文書開示決定通知書において「不開示とした部分」として記載されている「(文書6の)13頁『(2)人事・サービス』の一部」(別紙2の番号11に掲げる部分)について、文書6を見分したところ、同文書の13頁には「(2)人事・サービス」の項目がそもそも存在しておらず、当該項目は同文書の14頁に記載があることが認められる。

この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分」における頁番号の記載の誤りであり、正しくは「14頁『(2)人事・サービス』の一部」であるとのことであった。

文書6を見分すると、「(2)人事・サービス」の項目は、14頁にしか存在しないことが明白であるので、行政文書開示決定通知書における当該部分の記載は、諮問庁の上記説明のとおり、頁番号の誤記とみることが自然であり、原処分においては「14頁『(2)人事・サービス』の一部」が不開示とされたものと解することができる。

したがって、当該不開示部分については、「(文書6の)14頁『(2)人事・サービス』」の不開示部分について、その不開示情報該当性を検討するものとする。

(3) 以上を前提として、以下、検討する。

ア 法5条1号該当性について

(ア) 別紙2の番号3欄に掲げる不開示部分のうち55頁ないし57頁、60頁、61頁及び64頁の該当部分並びに番号9欄に掲げる不開示部分のうち別冊第1の57頁、58頁及び61頁の該当部分には、平成26年度米国派遣訓練における調整先の米軍担当者又は民間人の氏名及びメールアドレス等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、別紙2の番号6欄に掲げる不開示部分には、表敬訪問先の相手方の役職や氏名等が記載されていることが認められるが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、開示することであるので、これについては判断しない。

(イ) 別紙2の番号3及び9欄に掲げる不開示部分のうち上記(ア)以外の部分並びに番号11欄に掲げる不開示部分(文書6の14頁「(2)人事・サービス」の一部)には、派遣隊員の中途帰国理由や健康状態等に関する具体的な情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、当該隊員に係る法5条1号の個人に関する情報であって、当該当事者等の氏名は記載されていないものの、これを公にすると、関係者等一定範囲の者には当該当事者等を特定することが可能であり、これら一定範囲の者に個人的な情報が知られることとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号本文後段に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められないので、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条3号該当性について

(ア) 別紙2の番号7欄に掲げる不開示部分には、平成26年度米国派遣訓練における特定の研修の概要や成果等に関する情報及び当該情報の記載者の氏名が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、当該特定研修の参加者の氏名ひいては海上自衛隊の運用態勢、能力及び訓練練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、我が国の安全を害するおそれがあるとともに、我が国と当該訓練に参加した他国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別紙2の番号1, 2, 4, 5, 8及び10欄に掲げる不開示部分には、平成26年度米国派遣訓練における訓練計画及び成果等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の運用態勢、能力及び訓練練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、我が国と当該訓練に参加した他国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号及び3号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として文書4の電磁的記録を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙 1 (本件対象文書)

- 文書 1 平成 26 年度米国派遣訓練の実施について (報告) (掃群 (作) 第 3
95 号。26. 9. 12)
- 文書 2 平成 26 年度米国派遣訓練等実施報告について (報告) (3 護群
(訓) 第 461 号。26. 9. 12)
- 文書 3 平成 26 年度米国派遣訓練に関する所見について (報告) (7 護隊第
146 号。26. 8. 18)
- 文書 4 平成 26 年度米国派遣訓練 (航空部隊) の実施について (報告) (5
空総第 126 号。26. 9. 1)
- 文書 5 平成 26 年度米国派遣訓練等実施報告について (報告) (きりしま第
197 号。26. 8. 16)
- 文書 6 平成 26 年度米国派遣訓練等実施報告について (報告) (いせ第 34
8 号。26. 8. 18)

別紙 2 (原処分において不開示とした部分)

番号	文書	不開示とした部分
1	文書 1	3 頁ないし 6 頁, 8 頁, 10 頁, 12 頁ないし 19 頁, 21 頁ないし 23 頁, 25 頁ないし 28 頁, 31 頁ないし 55 頁及び 57 頁ないし 98 頁のそれぞれ一部
2	文書 2	2 頁ないし 47 頁, 49 頁「(2) 後方(陸自装備品の輸送を含む)」, 50 頁ないし 59 頁及び 61 頁ないし 65 頁のそれぞれ一部
3	同	49 頁「エ 人事」, 55 頁「調整先」, 56 頁「その他」, 57 頁「調整先」, 60 頁, 61 頁「調整先」及び 64 頁「調整先」のそれぞれ一部
4	文書 3	2 頁及び 3 頁のそれぞれ一部
5	文書 4	4 頁, 6 頁「4 訓練」, 7 頁ないし 28 頁及び 34 頁ないし 36 頁のそれぞれ一部
6	同	5 頁及び 6 頁「役職・氏名・階級」のそれぞれ一部
7	同	29 頁ないし 33 頁のそれぞれ一部
8	文書 5	別冊第 1 の 2 頁ないし 49 頁, 50 頁 1 行目及び「カ その他」並びに 55 頁ないし 66 頁のそれぞれ一部 別冊第 2 の 1 頁及び 3 頁ないし 36 頁のそれぞれ一部
9	同	別冊第 1 の 37 頁「イ 准曹士」, 50 頁「10 医務・衛生」, 51 頁ないし 54 頁, 57 頁「その他」, 58 頁「調整先」及び 61 頁「調整先」のそれぞれ一部
10	文書 6	2 頁ないし 13 頁, 14 頁「(2) 所見」, 15 頁ないし 17 頁及び 19 頁のそれぞれ一部
11	同	13 頁「(2) 人事・サービス」の一部